

高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえた緊急消毒について

12月10日現在、国内で8県21農場で感染を確認され、約249万羽が殺処分されました。農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要があることから家畜伝染病予防法第30条に基づき、100羽以上の家きんを所有する農家の皆様は緊急消毒の実施をお願いします。なお、当所から消石灰を配布しておりますのでご活用ください。

山梨県告示第322号(令和2年12月10日)

- (1) 実施の目的：本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止
- (2) 実施する区域：県内全域
- (3) 実施の期間：令和2年12月11日から12月24日
- (4) 実施方法
 - ①農場内(施設周囲及び農場敷地内)の消石灰散布
 - ②ねずみ、昆虫等の駆除方法：農場内での殺鼠剤及び殺虫剤の散布等

<参照> 家畜伝染病予防法(抜粋)

第30条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

異常を発見したら、すぐに東部家畜保健衛生所までご連絡ください。

連絡先：山梨県東部家畜保健衛生所

電話：055-262-3166 FAX：055-262-3108

夜間・土日・休日の連絡先：090-5535-8005

土日・休日の連絡先：090-5544-7868